

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ブリヂストン		コード	5108
提出日	2025/2/25	異動(予定)日	2025/3/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	デヴィス・スコット	社外取締役	○															○		有
2	増田 健一	社外取締役	○															○	訂正・変更	有
3	山本 謙三	社外取締役	○															○		有
4	鈴木 洋子	社外取締役	○															○		有
5	小林 柚香里	社外取締役	○													△				有
6	中嶋 康博	社外取締役	○													△				有
7	森川 典子	社外取締役	○															○	新任	有
8	板垣 利明	社外取締役	○															○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		<p>デヴィス・スコット氏は社会学・国際経営学に関する高い学術知識や国内外におけるサステナビリティやESGに関する豊富な見識を有しております。</p> <p>当社社外取締役就任以降、ガバナンス・コンプライアンス・組織人事戦略の観点を含めて取締役会の適正な意思決定の確保に貢献してまいりました。</p> <p>特に、在任期間を通じて培ってきた当社の事業、置かれている状況及び当社に対する株主の期待等に関する理解などを踏まえて、経営陣との適度な信頼関係の下、2021年以降、指名委員長として取締役会の人財ポートフォリオの検証や取締役及び執行役のサクセッションプランニング等に能動的かつ主導的に取り組み、経営執行体制の強化とその監督の強化に非常に重要な役割を果たしております。</p> <p>また、取締役会議長として積極的に投資家・アナリストとの対話にも自ら直接参画し、そこで得た意見や株主の視点をもとに取締役会における議論をより深める等、ステークホルダーの期待に応えられる取締役会の効率的・効果的運営の向上に大いに貢献しております。</p> <p>同氏については外部弁護士による客観的な意見として、当社における職務遂行実績等を踏まえ「独立性を欠くものではなく、一般株主の利益のために活動することがより期待できる客観的な状況にあると考えられる。」旨の評価を受領しております。</p> <p>同氏が再任された場合は、引き続き取締役会議長に選任される予定であり、当社のガバナンスの向上への貢献が期待されます。</p> <p>さらに、指名委員に選任される予定であり、指名委員会の重要な職責の一つである経営陣のサクセッションプランニングを進めるにあたっては、同氏がこれまでに培った当社の歴史及び将来のあるべき姿の双方への深い理解を活かして、多大な貢献をすることが期待されます。</p> <p>以上のことから、同氏は当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けたガバナンスの徹底と向上に必要な不可欠な社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。</p> <p>また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております(4.補足説明に記載のとおりです)。デヴィス・スコット氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。</p>
2		<p>増田健一氏は国内外の法律事務所において弁護士としての豊富な実務経験及び高い専門性を有しております。</p> <p>当社社外取締役就任以降、グローバル経験に基づく法務・リスク管理分野のみならず株主還元や組織戦略を含む幅広い観点から取締役会の適正な意思決定の確保に貢献してまいりました。</p> <p>特に、在任期間を通じて培ってきた当社の事業、置かれている状況及び当社に対する株主の期待等に関する理解などを踏まえて、経営陣との適度な信頼関係の下、2021年以降、指名委員長として取締役会の人財ポートフォリオの検証や取締役及び執行役のサクセッションプランニング等に能動的かつ主導的に取り組み、経営執行体制の強化とその監督の強化に非常に重要な役割を果たしております。</p> <p>具体例としては、指名委員長として、Global CEOとの間で適切な緊張関係を保ちつつ定期的に個別対話を行い、率先して各取締役との個別面談を高頻度で実施し、取締役相互による評価内容を確認して指名委員会にて共有し、また、社外取締役候補者の検討にあたっては、執行部門から独立して自ら直接、外部コンサルタントの意見聴取、及び候補者となり得る方との複数回にわたる面談を指名委員会面談に先立って実施するなどして、当社の社外取締役に相応しい人材候補かどうかにつき積極的・主体的に情報を収集し、指名委員会における効果的で効率的な候補者検討につなげております。</p> <p>また、報酬委員としても活発な審議に参画すると共に、コンプライアンス体制の検証及び更なる向上に向けた議論に主導的な役割を果たしております。</p> <p>さらに、同氏については外部弁護士による客観的な意見として、当社における職務遂行実績等を踏まえ「独立性を欠くものではなく、一般株主の利益のために活動することがより期待できる客観的な状況にあると考えられる。」旨の評価を受領しております。</p> <p>同氏が再任された場合は、引き続き指名委員長に選任される予定であり、同氏がこれまでに培った当社の歴史及び将来のあるべき姿の双方への深い理解を活かして、指名委員会の重要な職責の一つである経営陣のサクセッションプランニングの検討を主導し、多大な貢献をすることが期待されます。</p> <p>以上のことから、同氏は当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けたサクセッションプラン構築において必要不可欠な社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。</p> <p>また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております(4.補足説明に記載のとおりです)。増田健一氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。</p>

3		<p>山本謙三氏は金融市場・金融システムに関する豊富な知識、企業経営及びリスク管理に関する高い見識を有しております。</p> <p>当社社外取締役就任以降、世界情勢を踏まえた企業経営・リスク管理や人的資本向上の観点から取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。2018年以降は監査委員長としてグローバルな監査体制の強化等を進め、さらに2023年には諸外国における監査法人のローテーション制度を踏まえた会計監査人交代についても、主導的かつ非常に重要な役割を果たしてまいりました。これらの当社監査委員長としての深く豊富な経験も活かして、2024年より、指名委員及び報酬委員として両委員会における活発な審議に参画し、より客観的なプロセス構築、議論の内容に大きく貢献しております。</p> <p>これらの経験、知見及び職務実績を踏まえ、より一層多角的な視点からの貢献が期待されるため、社外取締役として適任であると判断いたします。</p> <p>また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております（4.補足説明に記載のとおりです）。山本謙三氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。</p>
4		<p>鈴木洋子氏は弁護士としての高い専門性を有すると共に、他会社・各種法人の社外監査役や監事としての豊富な経験と高い見識を有しております。</p> <p>当社社外取締役就任以降、リスク管理分野のみならず、女性活躍推進を含むダイバーシティやエンゲージメントを意識した人的創造性向上や品質経営の観点からも取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。また、監査委員として活発な審議や子会社等への往査に参画しグローバルな監査体制と内部統制の強化等を推進しております。</p> <p>これらの経験、知見及び職務実績を踏まえ、引き続き上記役割を果たすことが期待されるため、社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。</p> <p>また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております（4.補足説明に記載のとおりです）。鈴木洋子氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。</p>
5	<p>小林柚香里氏は2018年7月までマーサー・ジャパン株式会社(COO)であり、当社は同社に対し、人材投資施策等に関するコンサルティングを依頼し、そのコンサルティング料として2024年は合計約138.4百万円の支払い実績が、また2025年は1月までに合計約15.8百万円の支払い実績がありますが、同氏はこれらの業務のいずれにも関与しておりません。</p> <p>また、小林柚香里氏は2020年11月まで日本マイクロソフト株式会社の執行役員であり、2024年当社は同社に対し、システムサポートサービスを依頼し、その業務委託料として、合計約28.6百万円の支払い実績がありますが、同氏はこれらの業務のいずれにも関与しておりません。</p>	<p>小林柚香里氏はIT業界やコンサルティング業界での豊富な実務経験・経営経験により、デジタル分野や経営戦略に関する高い見識を有しております。</p> <p>当社社外取締役就任以降、グローバルな視点からのデジタル分野やリスク管理等における経営戦略の観点のみならず、女性活躍推進の観点からも取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。また、監査委員として活発な審議や子会社等への往査に参画しグローバルな監査体制とITガバナンスを含めた内部統制の強化等を推進しております。</p> <p>これらの経験、知見及び職務実績を踏まえ、引き続き上記役割の発揮が期待されるため、社外取締役として適任であると判断いたします。</p> <p>また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております（4.補足説明に記載のとおりです）。小林柚香里氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。</p>
6	<p>中嶋康博氏は2022年6月までPwCあらた有限責任監査法人(現)PwC Japan有限責任監査法人)の代表社員であり、2024年当社は同監査法人に対し、当社システム監査体制に関するアドバイザー・サービス業務を依頼し、その業務委託料として合計約12.1百万円の支払い実績がありますが、同氏はこれらの業務に関与しておりません。</p>	<p>中嶋康博氏は公認会計士として会計監査やアドバイザー業務の豊富な実務経験を有すると共に、大学教育にて会計や監査を担当するなどの専門性を有しております。</p> <p>当社社外取締役就任以降、財務・会計分野のみならず、グローバルな視点からのガバナンス向上の観点からも取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。また、監査委員として活発な審議や子会社等への往査に参画し、会計監査人との連携を含めグローバルな監査体制と内部統制の強化等を推進しております。</p> <p>これらの経験、知見及び職務実績を踏まえ、引き続き上記役割を果たすことが期待されるため、社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。</p> <p>また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております（4.補足説明に記載のとおりです）。中嶋康博氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。</p>
7		<p>森川典子氏は外資系の情報・通信業界や自動車部品業界での豊富な実務経験・経営経験により、資本・人事・組織戦略に関する高い見識を有しております。</p> <p>また、これまで複数の企業において海外での勤務経験及び本社での統括業務を責任者として担うなど、グローバルでの経験や知見も有しております。</p> <p>当社指名委員長及び指名委員会との複数回の面談を通じ、これらの経験及び知見を踏まえ、取締役の適正な意思決定に貢献することが期待されることを確認できたため、当社取締役会全体の適切な人財ポートフォリオの観点からも、新たに加わる社外取締役として適任であると判断いたします。</p> <p>また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております（4.補足説明に記載のとおりです）。森川典子氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。</p>
8		<p>板垣利明氏は医薬品業界での豊富な実務経験・経営経験により、財務、IT、デジタル、マーケティングに関する高い見識を有しております。加えて、海外駐在経験、クロスボーダーM&A交渉、海外投資家対応など、グローバルでの経験や知見も有しております。</p> <p>当社指名委員長及び指名委員会との複数回の面談を通じ、これらの経験及び知見を踏まえ、取締役の適正な意思決定に貢献することが期待されることを確認できたため、当社取締役会全体の適切な人財ポートフォリオの観点からも、新たに加わる社外取締役として適任であると判断いたします。</p> <p>また、当社は社外取締役の独立性を確保するため、当社が上場している各証券取引所が定める基準に加え、当社独自に社外取締役の独立性基準を定めております（4.補足説明に記載のとおりです）。板垣利明氏は、これらの基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断いたします。</p>

4. 補足説明

社外取締役独立性基準

株式会社ブリヂストン（以下「当社」という）は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えます。
 当社は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者（注1）
2. 当社の大株主（注2）
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1) 当社グループの主要な取引先（注3）
 - (2) 当社グループの主要な借入先（注4）
 - (3) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから多額（注5）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁理士、司法書士、弁理士等の専門家
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者（注6）
7. 社外役員の相互就任関係（注7）となる他の会社の業務執行者
8. 近親者（注8）が上記1から7までのいずれか（4項及び5項を除き、重要な者（注9）に限る）に該当する者
9. 過去5年間に於いて、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1：現に所属している業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人（本基準において「業務執行者」と総称する）及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。
 注2：大株主とは、当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで5%以上を保有する株主をいう。大株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。
 注3：主要な取引先とは、当社グループの製品等の販売先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。なお、当社グループのタイヤ販売先である自動車メーカー並びにタイヤ原材料仕入先である合成ゴムメーカー及びスチールコードメーカーは取引金額にかかわらず主要な取引先とみなす。
 注4：主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
 注5：多額とは、当該専門家の役員提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。
 (1) 当該専門家が個人として当社グループに役員提供をしている場合は、当社グループから收受している対価（役員報酬を除く）が、年間1千万円を超えるときを多額という。
 (2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役員提供をしている場合は、当該団体が当社グループから收受している対価の合計金額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。ただし、当該2%を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役員提供の対価として当該団体が收受している金額が年間1千万円を超えるときは多額とみなす。
 注6：当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者をいう。
 当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。
 注7：社外役員の相互就任関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役又は社外監査役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。
 注8：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。
 注9：重要な者とは、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。